

官員・人役等を差遣し、福字号の、今、地字二百二十一号を給する海船一隻に坐駕せしむ。

姓名は後に開す 赴京の

正議大夫一員 程騰

使者三員 吳嘉美 魏古 巴寧仕

通事一員 梁応

人伴二十一名

存留在船通事一員 李榮

火長 魏鑑

管船直庫 沙奇馬

梢水

右の執照は存留在船通事李榮等に付し、此れに准ぜしむ

成化三年（一四六七）八月初九日

執照

注*この入貢については『明実録』成化四年二月辛亥の条に記事がある。

1-28-03

国王尚徳の、進貢のため長史蔡璟等を遣わす執照

（二四六八、八、一五）

琉球国中山王尚徳、見に進貢等の事の為にす。

今、特に長史蔡璟を遣わし、同差の使者查農是等と、表文一通を齎捧せしむ。及び徳字号海船一隻に坐駕して馬一十五匹・硫黄二万斤を装載し、京に赴き進貢す。所拠りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、地字一百二十五号半印勘合執照を給して存留在船通事鄭傑等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の験実に遇わば、即便に放行し、留難して因って遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

長史一員 蔡璟

使者三員 明泰 野麻志 勿志麻

通事一員 林茂

人伴二十名

存留在船通事一員 鄭傑

火長 旧玉

管船直庫 看寧

梢水

人伴二十一名

右の執照は存留在船通事鄭傑等に付し、此れに准ぜしむ

成化四年（一四六八）八月十五日

執照

存留在船通事一員 蔡璋

火長 陳浩

管船直庫 質周

注*この入貢については『明実録』成化五年二月戊申の条に記事がある。

る。

(1) 文憑 文引、関引等と同様、官より支給される通行許可証をいう（『明史食貨志訳註』六五〇頁）。また任官の証明書として朝廷から与えられる辞令（宣勅）をさすこともある。

右の執照は存留在船通事蔡璋等に付し、此れに准ぜしむ

成化六年（一四七〇）九月初七日

執照

注 (1) 陳浩 生没年不詳。久米村陳氏（仲本家）二世。のち暹羅国

に使用する（『家譜（二）』四八六頁）。

1-28-04

世子尚円の、謝恩のため長史蔡璟等を遣わす執照

(一四七〇、九、七)

琉球国中山王世子尚円、見げんに謝恩等の事の為にす。

官員・人役等を差遣し、智字号の、今、地字一百三十七号を給

する海船一隻に坐駕せしむ。

姓名は後に開しよす 赴京の

長史一員 蔡璟

使者三員 吳司馬 益周間 宋璧

通事一員 梁応

1-28-05

国王尚円の、進貢のため使者闍那等を遣わす執照

(一四七三、九、三)

琉球国中山王尚円、見げんに進貢等の事の為にす。

今、使者闍那を遣わし、同差の使者王達魯等と、共に表文一通

を齎よしむ。及び礼字号海船一隻に坐駕して馬一十四・硫黄一万五

千斤を装載し、京に赴き進貢す。所よ抛りて今差去する人員は、別

に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、